島田市工事着手日選択型工事実施要領
Ｑ＆Ａ

Ｑ１　着手日とは。
Ａ１　工事始期日のことで、契約書の着手に記載する日付のことです。工事現場における施工開始日とは異なります。

Ｑ２　ゼロ債務負担行為とは。
Ａ２　新年度に行う工事について、債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度早々に工事及び業務への着手を可能とするものです。現年度は事務手続きのみで、支出はゼロのためゼロ債務負担行為と呼んでいます。

Ｑ３　工程表の提出期限はいつか。
Ａ３　契約締結後 10 日以内です。

Ｑ４　工事着手期限日については、開札日から 90 日以内であればいつでもよいか。
Ａ４　工事着手日選択型工事の趣旨から、開札日から 30 日以上 90 日以内でお願いしたいです。

Ｑ５　工事着手日を決定して契約締結した後に、工事着手日を変更することはできるか。
Ａ５　やむを得ない状況（理由）が発生した場合は、監督員と協議の上、工期に係る変更契約をすることにより、工事着手日を変更することができます。